

海外出産した場合の添付すべき証明書類

1. 添付必須のもの(出産したことを確認できるもの)

出産を担当した海外の医療機関等の医師・助産師の証明書(子の氏名、生年月日、両親の氏名記載)

(注)妊娠満 12 週(85 日)以上の死産の場合は、死産証書(死胎検案書等)

2. 上記添付必須の証明書に加えて下記の内いずれか一つの証明書

- ①戸籍謄(抄)本、若しくは出生届受理証明書
- ②海外の公的機関が発行する戸籍や住民登録に関する書類
- ③出産した医療機関等が発行した出産に係る領収書類

3. 翻訳文章

上記海外の医療機関・公的機関が発行する証明書類・領収書類の翻訳文(翻訳者が署名し住所・電話番号を明記)

* 海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について

平成 31 年 4 月 1 日付けで厚生労働省保険局保険課長通知(保保発 0401 第 3 号)により、海外療養費にかかる支給事務の一層の適正化とともに、海外出産に係る出産育児一時金についても支給の適正化に向けた対策が示されたことから、必要に応じ下記の書類の提出を求める場合があります。また、不正請求が疑われる場合には警察等とも相談・連携し、厳正な対応を行います。

- ①パスポート若しくは査証(ビザ)の写し等の出産時期に渡航していた事実が確認できる書類
- ②出産の事実の確認のため海外の医療機関に対し文書による内容照会を行う同意書
- ③その他健保組合が必要に応じて求める証明書類(母子手帳等)